

# 消費税率改定に伴う肉用子牛の 保証基準価格及び合理化目標価格の改定について

令和元年9月  
農林水産省生産局畜産部

# 消費税率の引上げに伴う保証基準価格及び合理化目標価格の算定の考え方

- 肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格は、消費税額分を含む税込み価格として設定しているところ。
- 令和元年10月に消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、保証基準価格及び合理化目標価格について消費税率の引上げを反映させた価格に改定することが必要。

## 【算定方法】

令和元年度の保証基準価格及び合理化目標価格の決定に当たり算定した結果に消費税の引上げ率を乗じる

(黒毛和種の場合)

算定結果  
530,994 円/頭

(現在の保証基準価格)  
⇒ **531,000** 円/頭

$530,994 \text{ 円/頭} \times \frac{110}{108} = 540,833 \text{ 円/頭} \Rightarrow$  (消費税率引上げ後)  
**541,000** 円/頭

※ 他の品種を含め合理化目標価格も同様に算定する

○ 令和元年度畜産物価格（肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格）（改定）

（単位：円／頭）

		令和元年度 （改定前）	令和元年度 （改定後）
保証基準価格	黒毛和種	531,000	541,000
	褐毛和種	489,000	498,000
	その他の肉専用種	314,000	320,000
	乳用種	161,000	164,000
	交雑種	269,000	274,000
合理化目標価格	黒毛和種	421,000	429,000
	褐毛和種	388,000	395,000
	その他の肉専用種	249,000	253,000
	乳用種	108,000	110,000
	交雑種	212,000	216,000

注 改定後の保証基準価格及び合理化目標価格は、令和元年10月1日から適用する。

# 肉用子牛生産者補給金制度の概要

- 肉用子牛生産の安定を図るため、子牛価格が保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付(肉用子牛生産者補給金制度)
- 従来、肉用牛繁殖経営支援事業との2段階の仕組みにより支援していたが、TPP等関連政策大綱に基づき、肉用子牛生産者補給金制度に一本化し、TPP11発効の平成30年12月30日から適用

## 肉用子牛生産者補給金制度

- 肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算定)が保証基準価格を下回った場合に、その差額の10/10を国から生産者補給金として交付
- さらに平均売買価格が合理化目標価格を下回った場合には、その差額の9/10を生産者積立金から生産者補給金

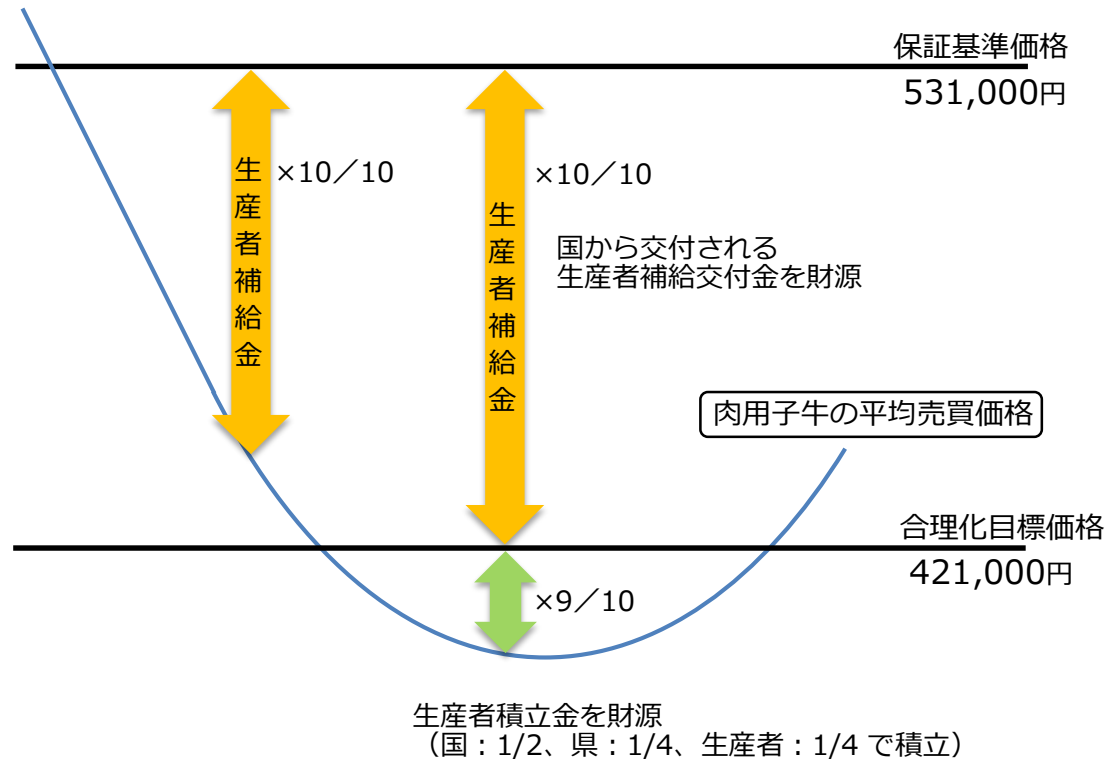
保証基準価格及び合理化目標価格(令和元年度)(単位:千円/頭)

	黒毛和種	褐毛和種	その他肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格	531	489	314	161	269
合理化目標価格	421	388	249	108	212

### [生産者積立金]

- 負担割合 国:1/2、県:1/4、生産者:1/4
- 1頭当たりの生産者積立金(うち生産者負担金)
  - 黒毛和種: 1,200円/頭 (300円/頭)
  - 褐毛和種: 4,600円/頭 (1,150円/頭)
  - その他肉専用種: 12,400円/頭 (3,100円/頭)
  - 乳用種: 6,400円/頭 (1,600円/頭)
  - 交雑種: 2,400円/頭 (600円/頭)

## 【黒毛和種の場合】



《31年度所要額:662億円》

(案)

元食農審第28号  
令和元年9月10日

農林水産大臣 吉川 貴盛 殿

食料・農業・農村政策審議会  
会長 高野 克己

答 申

令和元年9月10日付け元生畜第497号により諮問があった事項について、下記のとおり答申する。

記

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第6項の規定に基づき、令和元年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を改定することは、妥当である。